

自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則

平成24年3月28日
理事会決議

〔平成25年9月25日 一部改正〕

(資料の提出等)

第1条 協会は、定款第11条の規定に基づき、次に掲げる自主規制のための基準に係る事項又は事案について、会員に対し資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

- (1) 広告、勧誘等に関する自主規制基準（昭和63年2月10日理事会決議）
- (2) 内部者取引の未然防止についてのガイドライン（昭和63年9月28日理事会決議）
- (3) 業務運営基準
 - ①業務運営にあたり留意すべき基準について（平成3年2月27日理事会決議）
 - ②不動産関連有価証券投資に関する業務運営基準（平成20年11月26日理事会決議）
 - ③ファンド運用業に関する業務運営基準（平成21年9月30日理事会決議）
 - ④ラップ業務に関する業務運営基準（平成23年3月23日理事会決議）
 - ⑤投資助言業に関する業務運営基準（平成23年12月21日理事会決議）
- (4) 業務執行体制に関する自主規制基準（平成12年6月16日理事会決議）

2 前項の資料の提出又は説明は、必要があれば、会員の了承を得てその事務所内において求めることができる。

3 会員は、第1項又は第2項に基づく資料の提出又は説明の求めがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(検査開始及び終了の届出)

第2条 会員は、定款第10条の規定に基づき、「金融商品取引法」（以下「法」という。）の規定に基づく検査が開始されたときは様式1により、また、検査が終了したときは様式2に「検査終了通知書」の写しを添付して、遅滞なく協会に届け出るものとする。

(法令違反行為等に係る届出)

第3条 会員は、定款第10条の規定に基づき、前条の検査において法第51条又は第52条に基づく監督官庁の処分を受けたときは、様式3に「命令書」の写しを添付して、遅滞なく協会に届け出なければならない。

2 会員は、定款第10条の規定に基づき、法若しくはその他の法令又は協会の定款若しくは自主規制規則（総会及び理事会決議を含む。以下「法令等」という。）に違反する事実を認識したとき、又は前条の検査において法令等に違反する行為があるとして監督官庁から指摘を受けたときは、様式4により遅滞なく協会に届け出なければならない。

(重大な事実の届出)

第4条 会員は、「会員の資格及び届出に関する規則」第4条各号の一に該当する事実が生じた場合は、その事実の内容及び発生年月日を様式5により速やかに会長に届け出るものとする。

附 則 (平成24年3月28日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成24年7月2日)から施行する。

附 則 (平成25年9月25日)

この改正は、平成25年9月25日から施行する。

(注)

改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を改正
- (2) 様式2を改正

(様 式 1)

平成 年 月 日

一般社団法人日本投資顧問業協会会長殿

会員名

代表者名

(連絡担当者 _____)

電話番号 (_____)

「自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則」第2条に基づく
検査開始の届出

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

検査担当部署	<input type="checkbox"/> 証券取引等監視委員会 <input type="checkbox"/> _____ 財務局
検査着手日	平成 年 月 日

以上

(様 式 2)

平成 年 月 日

一般社団法人日本投資顧問業協会会長殿

会員名

代表者名

(連絡担当者 _____)

電話番号 (_____)

「自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則」第2条に基づく
検査終了の届出

標記について、「検査終了通知書」(写)を添付の上、下記のとおり届け出ます。

記

検査担当部署	<input type="checkbox"/> 証券取引等監視委員会 <input type="checkbox"/> _____ 財務局
検査終了日	平成 年 月 日

以上

(様 式 3)

平成 年 月 日

一般社団法人日本投資顧問業協会会長殿

会員名

代表者名

(連絡担当者 _____)

電話番号 (_____)

「自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則」第3条第1項に基づく処分の届出

標記について、別添「命令書」(写)のとおり処分があったので届け出ます。

以上

(様 式 4)

平成 年 月 日

一般社団法人日本投資顧問業協会会長殿

会員名

代表者名

(連絡担当者 _____)

電話番号 (_____)

「自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則」第3条第2項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 理 由	<input type="checkbox"/> 事実の認識による届出 <input type="checkbox"/> 検査の指摘による届出
該当法令・自主規制規則等の名称及び条項	
違反行為の内容	(1) 行為の内容 (2) 発生の経緯、原因等 (3) 内部管理体制について (4) 是正状況 (5) 監督官庁への報告 (写しを添付)

以上

(様 式 5)

平成 年 月 日

一般社団法人日本投資顧問業協会会長殿

会員名

代表者名

(連絡担当者 _____)

電話番号 (_____)

「自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則」第4条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

「会員の資格及び届出に関する規則」第4条各号の一に該当する事実	
事実の内容及び発生年月日	

以上